

平成19年8月31日

磁気ストライプ取引の支払限度額の引下げについて

武蔵野銀行（頭取 加藤喜久雄）では、偽造・盗難による犯罪からお客さまの大切なご預金をお守りするため、平成19年9月11日（火）から、キャッシュカードの「磁気ストライプ取引」による1口座1日あたりのお支払限度額（現行200万円）を、一律50万円に引下げいたしますのでお知らせします。

なお、当行では、50万円を超えるお引出しが可能な「ICキャッシュカード」及び、指静脈認証方式を採用した「むさしの生体認証機能付ICキャッシュカード」の取扱いを行っており、IC対応ATMは全店に設置済み、生体認証IC対応ATMも今年度中に全店に設置する予定です。

また、各々のICカード発行手数料は、平成20年9月30日受付分まで、新規お申込または既存カードの切替えに限り、無料とさせていただきます。

依然として横行するカード犯罪からお客さまのご預金をお守りするため、磁気ストライプキャッシュカードから生体認証機能付ICキャッシュカードへの切替えをお勧めし、被害の極小化を図っております。

当行は今後も、「お客さま満足度No.1銀行」「県民のベストリテールバンク」を目指し、お客さまに安心して安全なお取引をいただけるよう、セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

【キャッシュカードお支払限度額】

カードの種類		生体認証対応ATM	IC対応ATM	IC未対応ATM
生体認証IC	生体情報あり	300万円	200万円	50万円
	生体情報なし	200万円	200万円	50万円
IC		200万円	200万円	50万円
磁気ストライプ		50万円	50万円	50万円

<参考：これまでに当行が実施したキャッシュカードの主なセキュリティ強化策>

実施年月	セキュリティ強化策	
H17	3月	1日あたりご利用限度額を200万円に引下げ
	4月	1日あたりご利用限度額の任意設定サービスを開始
	12月	キャッシュカードの紛失・盗難の電話受付の24時間体制への移行
H18	2月	ICキャッシュカードの取扱開始
	12月	登録不可の暗証番号範囲の拡大
H19	3月	類推されやすい暗証番号のATM画面での暗証番号変更誘導
	6月	生体認証機能付ICキャッシュカードの取扱開始

*この他、後方確認ミラーの設置、ATM間の間仕切り板の大型化、異常な取引を検知するシステムの導入等を実施しております。

以上

報道機関からのお問い合わせ先
 事務部 高 附
 TEL：(048)644-8511(代) 内線 3341